

第22回 契約・調達管理会議
議事要旨

1 開催日時

令和7年1月15日（水曜日）15時00分から15時30分まで

2 開催方法

オンライン

3 出席者

（1）委員（敬称略、五十音順、○委員長）

○鶴川 正樹	監査法人ナカチ／公認会計士
小玉 伸一	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営 本部総務部調整担当シニアマネージャー
清水 俊二郎	東京都生活文化スポーツ局事業調整担当部長
滝口 広子	北浜法律事務所・外国法共同事業／弁護士
灘野 邦敏	一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会
藤川 太郎	一般財団法人全日本ろうあ連盟

（2）事務局

東京都生活文化スポーツ局

4 要旨

（1）開会

（2）議事（発言者の敬称略）

ア 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛要綱別表の改正について【資料2】・第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について【資料1】

<説明・確認>

・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

（ア）「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協賛要綱」（以下「要綱」という。）を定め、本大会の開催趣旨に賛同する企業、団体等からの協賛を公募しているところであるが、この度、各企業のニーズを踏まえ、新たな金額区分の追加や各企業のニーズに応じた特典の設定を目的に要綱別表を改正したことを報告する。

(イ) 主な改正点は、「①トータルサポートメンバーに 1 億円以上の区分を追加」、「②ゲームズサポートメンバーに 300 万円以上の区分を追加」、「③協賛金額に合わせ、新規に特典を創出」の 3 点である。

(ウ) 本改正により、協賛を検討する企業にとってさらに魅力的な特典となり、東京 2025 デフリンピックの開催準備や大会運営に資すると判断をして改正をした。

(エ) また、今回付議する協賛契約候補者による申込については、デフリンピック準備運営本部にて、協賛の内容が、東京 2025 デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること、東京 2025 デフリンピックの準備・運営に資するものであること及び要綱第 5 条第 1 項各号のいずれにも該当しないことの審査を行い、受入れが適当であることを確認した。

<質疑・意見など>

藤 川：新規追加の特典にある「競技ゼッケン、ID・ランヤードへの企業ロゴの掲出」について、東京 2020 オリンピック・パラリンピックではゼッケン等へ企業ロゴの掲出が認められていたか。

担当者：東京 2020 オリンピック・パラリンピックの取扱いに関わらず、ゼッケン等への企業ロゴ掲出が本大会において可能かについては、デフリンピック準備運営本部から ICSD に問題ないと確認した上で、新規特典に追加したものである。

藤 川：新規追加の特典にある「観客席の優先確保」について、席数に限りがあると思うが、多くの協賛申込があった場合どのように調整されるのか。

担当者：競技観戦に関しては、多くの方に観戦いただけるよう調整中であるが、事前に確保可能な席数や要件を固めた上で、協賛企業へのご案内をすることにしており、必ずしもご要望に添えない場合がある旨を丁寧に説明しご意向を伺っていく。

灘 野：「カメラポジションやミックスゾーンにアクセスできるアクレディを付与」に関して、この特典を受けた協賛企業が、メディアエリアにて、同企業に所属する選手が競技している様子を撮影することや、撮影した記録を使うことについて、肖像権との兼ね合いはどう整理されているか。

担当者：肖像権に関しては、デフリンピックに参加する選手は、メディアエリアで撮影されて、それが報道やメディア等の媒体、広報媒体等に掲載することを了承の上、競技に参加することが規約で定められている。したがって、メディア同等の取扱いとして肖像権の点もクリアされた状態で各企業における広報等で活用いただけるという整理である。

滝 口：今回、要綱別表が改正されて、新たな特典や、高額な区分が追加されたということであるが、本改正以前に協賛企業になっていただいた企業向けにも、本改正内容と、追加された特典を希望される場合には、当該特典を受けることができるといったご案内をする予定はあるか。

担当者：各協賛企業向けの説明会を実施し、新たな特典のご希望があった場合には追加で契約を行う等、本改正による特典を享受できるように考えている。

イ 委員長によるまとめ

- ・契約予定案件については、各委員の意見もふまえ契約手続きを進めていただきたい。

(3) 閉会